

令和2年度 第3回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町商工会 会議室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正亮
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	福田 則明
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市來 真吾
委員	10番	榮 米子
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	元栄 章裕
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	林 茂
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	三原 利昭
委員	18番	中瀬 秀治

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第14号 あっせん譲受け等候補者名簿の更新について

議案第15号 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局主査 福留 央也 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和2年度第3回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全委員出席しておりますので、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>6/9 沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会総会 6/19 令和2年度第1回JA知名事業運営検討会</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、13番元栄委員、14番幸山委員を指名いたします。なお、本日の会議書記に事務局職員の福留氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 竿津字米良〇〇3, 100㎡を含む計4筆10,689㎡、〇〇さんから相続により古里〇〇さん、令和元年10月23日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第4号に対して、ご意見、ご質問はございますか。</p>
	(なし)
議長	<p>ないようですので、報告第4号は終わります。</p> <p>次に、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号について、説明します。</p> <p>公社を通した利用権設定になります。</p> <p>芦清良字窪田〇〇1,043㎡、鹿児島市〇〇から芦清良〇〇さんへの利用権設定、合意解約をした日が令和2年6月10日、引き渡し日が令和2年6月11日、他者への売渡のためです。</p> <p>以上です。</p>

議長	はい、ありがとうございました。 報告第5号について、質問・意見ありませんか。
2番委員	売り渡しとのことですが、公社を通しての売り渡しでないのは理由があるのですか。
事務局	中間管理事業の貸借の解約になります。
議長	よろしいですね、他にありませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p><b>【議案第11号について朗読】</b> 議案第11号は、贈与1件、売買3件となっています。</p> <p>1番 芦清良字前兼久〇〇1,011㎡を含む計4筆5,800㎡ 売買。 譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 余多字新田〇〇2,810㎡ 売買。譲渡人 余多〇〇さん、譲受人 知名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 上城字泉〇〇954㎡を含む計3筆2,110㎡ 贈与。譲渡人 大阪府池田市〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さんです。</p> <p>4番 芦清良字窪田〇〇1,043㎡ 売買。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
16番委員	<p>1番、4番説明します。</p> <p>1番 譲渡人と譲受人は姉弟です。譲受人は、畜産とジャガイモを作っていて、機械も全て揃っております。本人は、71才ですが農業意欲があり、後継者へ随時継承する予定となっています。</p> <p>4番 譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は体調を崩して営農が厳しいということです。譲受人は、10数年営農しており十分な能力があります。</p> <p>ご審議宜しく申し上げます。</p>

13番委員	<p>2番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は義理の姉弟です。譲受人は、バレイショ、サトウキビを作っております。機械類は揃っており、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
10番委員	<p>3番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は叔母甥の関係です。譲渡人は子どもがいないため、贈与となりました。譲受人は、マンゴー、バレイショを作っており、機械類も揃っております。</p> <p>現地は、ロータリー耕がされてありました。</p>
議長	<p>ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。</p> <p>全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定といたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明します。</p> <p>申請人 知名町新城〇〇さん、譲渡人 福岡県北九州市〇〇さん、土地の表示 新城字田水〇〇畑1,011㎡、事業計画は駐車場、通路です。施設の概要は、駐車場462㎡、通路178㎡、使用できない傾斜地371㎡、計1,011㎡です。必要経費として、土地造成費〇〇万円、全て自己資金です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの件に対して、ご質問・ご意見ありませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、議案第12号について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、ただいまの原案は許可決定とします。</p> <p>続きまして、議案第13号 知名町地区農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。</p>

	<p>尚、〇〇委員は1番については、議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明いたします。</p> <p>11番、12番については、書類不備により保留とします。 今月は利用権設定が15件です。</p> <p><b>【議案第13号について朗読】</b> 利用権の設定</p> <p>1番1～2 知名字茂嘉〇〇2,086㎡を含む計2筆 3,138㎡ 使用貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>2番1 屋子母字サンガマ〇〇 2,804㎡ 使用貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>3番1～2 屋子母字ゲンテナ〇〇2,227㎡を含む計2筆 7,244㎡ 賃貸借 1年9ヶ月の再設定です。</p> <p>4番1～2 正名字二俣〇〇2,874㎡を含む計2筆 4,991㎡ 賃貸借 5年間の新規設定となっています。</p> <p>5番1～5 正名字大平〇〇4,286㎡を含む計5筆 14,680㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>6番1～4 田皆字儒地〇〇3,065㎡を含む計4筆 11,928㎡ 賃貸借 10年間の再設定となっています。</p> <p>7番1～3 下城字アンギム〇〇491㎡を含む計3筆 6,155㎡ 賃貸借 9年10ヶ月の新規設定となっています。</p> <p>8番1～15 下城字アン原〇〇1,481㎡を含む計15筆 19,576㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>9番1～2 下城字カ子シャ〇〇1,655㎡を含む計2筆 3,764㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>10番1～2 新城字前田〇〇1,046㎡を含む計2筆 2,991㎡ 賃貸借 5年間の再設定となっています。</p> <p>13番1～3 久志検字宇川原〇〇1,735㎡を含む計3筆 6,141㎡ 賃貸借 5年間の再設定となっています。</p> <p>14番1～2 芦清良字竿津野〇〇3,467㎡を含む計2筆 7,569㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>15番1～2 芦清良字竿津野〇〇2,007㎡を含む計2筆 3,035㎡ 使用貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>16番1 瀬利覚字大平宗〇〇 430㎡ 使用貸借 10ヶ月の新規設定となっています。</p> <p>17番1 瀬利覚字平窪〇〇 2,659㎡ 賃貸借 5年間の再設定となっています。</p>

	<p>続きますして、所有権の移転について説明します。</p> <p>1番 屋者字セキハナ〇〇 1,225㎡ 農地売買等事業により瀬利覚〇〇さんから鹿児島市〇〇へ、対価〇〇円で移転予定となっています。</p> <p>2番 田皆字深俣〇〇2,743㎡を含む計2筆 8,000㎡ 農地売買等事業により兵庫県川西市〇〇さんから鹿児島市〇〇へ、対価〇〇円で移転予定となっています。</p> <p>3番 芦清良字竿津野〇〇 2,033㎡ 農地売買等事業により鹿児島市〇〇から瀬利覚〇〇さんへ、対価〇〇円で移転予定となっています。</p> <p>4番 屋者字名畠〇〇 6,601㎡ 農地売買等事業により鹿児島市〇〇から芦清良〇〇さんへ、対価〇〇円で移転予定となっています。</p> <p>次に、中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。</p> <p>1番、2番 貸出者内城〇〇さん、新城字台久辺〇〇3,324㎡、新城字台久辺〇〇2,339㎡、配分予定者は和泊町仁志〇〇さん認定農業者で5年間の使用期間です。</p> <p>3番 貸出者瀬利覚〇〇さん、瀬利覚字兼久〇〇1,508㎡の6年間、配分予定者は瀬利覚〇〇さん、認定農業者です。</p> <p>以上です。</p>
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
3番委員	<p>2番、3番説明します。</p> <p>2番 貸人と借人は親子であります。借人が後継者として徐々に継承していくとのことです。この畑は豆を栽培する予定です。機械類は親のものを使用する予定です。</p> <p>3番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者でサトウキビのハーベスターで収穫作業の受託もしております。</p> <p>機械類も揃っています。</p>
7番委員	<p>4番</p> <p>貸人と借人は知人であります。借人は、さとうきびを中心に農業しており後継者もいます。</p> <p>農機具も全部揃っていますので、問題ないと思います。</p>

8 番委員	<p>5 番、6 番説明します。</p> <p>5 番 貸人と借人は知人です。借人はサトウキビとサトイモを作っており、機械類も揃っております。畑については、全てサトウキビが植えられていました。</p> <p>6 番 貸人と借人は従兄弟関係になります。借人は、サトウキビ、切り花、バレイショなどを作っており、認定農業者で機械類も揃っております。ほ場は、サトウキビが植えてありました。</p>
7 番委員	<p>7 番</p> <p>貸人と借人は知人です。借人は認定農業者で、サトウキビと輸送野菜を中心に作っており、機械類も揃っております。</p> <p>畑は、サトウキビの夏植えを予定しております。</p>
1 0 番委員	<p>8 番、9 番説明します。</p> <p>8 番 貸人と借人は知人です。貸人の父親が貸す約束をしておりましたが亡くなったため、子との契約になります。借人は、サトウキビ専作農家で機械等は全て揃っています。</p> <p>9 番 貸人と借人は知人です。8 番と同じで子との契約になります。借人は、サトウキビとマンゴーを中心に農業を頑張っております。現地はサトウキビが植え付けされており、機械類も全て揃っております。</p>
1 1 番委員	<p>1 0 番</p> <p>貸人と借人は知人です。借人はサトウキビの専作農家で機械類も揃っておりますので、問題ないと思います。5 年間の再設定で、現地はサトウキビが植えてありました。</p>
1 2 番委員	<p>1 3 番</p> <p>貸人と借人は親戚関係です。借人は、バレイショ、サトウキビなどを作っており、認定農業者です。機械等は全て揃っております。</p>
1 6 番委員	<p>1 4 番と 1 5 番説明します。</p> <p>1 4 番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショを中心とした認定新規就農者で、機械類は親から借りていますが、トラクターは自己導入しており徐々に整備・拡大する予定です。</p> <p>1 5 番 貸人と借人は親子です。借人は 1 4 番と同じで、徐々に経営継承する予定です。</p>
1 8 番委員	<p>1 6 番と 1 7 番説明します。</p> <p>1 6 番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビとマメを作っております。畑は耕耘してあり、サトウキビを植える予定です。</p> <p>1 7 番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビと畜産をしております。機械類も揃っております。</p>
議長	<p>はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。</p>

	(なしの声あり)
議長	それでは議案第13号 2番～17番について、賛成の方は挙手でお願いいたします。
	(全員挙手)
	(〇〇委員退室)
議長	議案第13号 1番について、補足説明をお願いします。
2番委員	1番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショ、サトウキビなどを作っており、認定農業者です。機械等は全て揃っております。
議長	皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(なしの声あり)
議長	それでは、議案第13号 1番について、賛成の方は挙手でお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、有難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の議案第13号は、決定といたします。 次に、議案第14号 あっせん譲受け等候補者名簿の更新について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第14号 あっせん譲受け等候補者名簿の更新について、説明します。 先月の総会で名簿の確認・修正がありましたので、作成して別冊としてお配りしてあります。よろしければ、この通りに更新したいと思います。
議長	もし、追加等があれば修正ができますか。
事務局	はい、修正ができます。
議長	議案第14号 あっせん譲受け等候補者名簿の更新について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	賛成多数のため、原案のとおり決定といたします。
議長	それでは、議案第15号 あっせん委員の指名について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第15号 あっせん委員の指名について説明します。 1番から4番 大津勘字節佐〇〇畑2,305㎡を含む計4筆 7,417㎡ 10a当たり〇〇万円から〇〇万円ですが、相談に応じるそうです。 所有者は奄美市〇〇さん、場所については資料地図のとおりです。



議長	それでは、あっせん委員の指名を行いたいと思います。希望される方がいなければ指名したいと思いますが、よろしいですか。
	(はいの声あり)
議長	場所が大津勘ですので、5番委員と3番委員を指名します。次に、その他で事務局よりお願いします。
事務局	次回総会は、7月17日(金)を予定しております。
議長	以上で、第3回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 2年6月25日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 元 栄 章 裕

署名委員 幸 山 利 忠